

会 議 録

会議の名称	第7回本庄市子ども・子育て会議
開催日時	平成26年8月1日(金) 午後 1時00分から 午後 3時30分まで
開催場所	本庄市役所 5階 504会議室
出席者	落合委員長、日向副委員長、谷田委員、内野委員、高橋委員、 中原委員、間庭委員、岩田委員、澁谷委員、山川委員、 八本委員、上野委員、田邊委員 事務局：駒沢福祉部長、中山子育て支援課長、加藤課長補佐、 卜部課長補佐、下垣主査、菊地主事 学校教育課：斉藤課長補佐 株式会社ワイズマンコンサルティング：堀澤担当
欠席者	宮塚委員、富沢委員、間仲委員、加藤委員
議題 (次第)	1 開会 2 委員長あいさつ 3 議事 (1) 「子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書」に 対する意見について (2) 地域子ども・子育て支援事業に関する提供区域の設定及 び量の見込みと確保方策(案)について【子ども・子育 て支援事業計画第6章】 (3) 保育所入所選考基準表について (4) 保育の必要性の基準について (5) その他 ・次回日程 ・その他 4 事務連絡 5 閉会
配付資料	1 会議次第 2 座席表 3 本庄市子ども・子育て会議委員出欠席名簿 4 本庄市子ども・子育て支援事業計画第1章及び第2章(素 案) 5 資料1 「子ども・子育て支援に関するアンケート調査報 告書」に対する意見について 6 資料2 地域子ども・子育て支援事業計画に関する提供区

	<p style="text-align: center;">域の設定及び量の見込みと確保方策（案）</p> <p>7 資料3 利用調整（選考）のイメージ</p> <p>8 資料4 保育の必要性の基準について</p>
その他特記事項	
主 管 課	福祉部子育て支援課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (中山課長)	(開会あいさつ)
委員長	(委員長あいさつ)
事務局 (中山課長)	<p>ここで委嘱状の交付をさせていただきます。今年度より委員になられました仁手小学校の校長先生であります山川辰雄様に福祉部長より委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>(委嘱状交付)</p> <p>では、山川様、ひと言ごあいさつをお願いします。</p>
山川委員	<p>仁手小学校の山川と申します。本庄市の校長会の立場でお世話になります。5月、6月は学校行事の関係で出席できなくて大変申し訳ありませんでした。より良い子育ての支援の形ができていけば良いと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
事務局 (加藤補佐)	<p>本日の会議の成立についてご報告いたします。本日は、宮塚委員、富沢委員、間仲委員、加藤委員の4名の方から欠席の連絡をいただいています。17名中13名の出席となりますので定足数を満たしておりますことをご報告いたします。</p>
委員長	<p>では、議事に入ります。</p> <p>(1)「子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書」に対する意見について事務局ご説明願います。</p>
事務局 (卜部補佐)	(資料1 「子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書」に対する意見についてに基づき説明)
委員長	<p>アンケート調査報告書に対する意見とそれに対する事務局の考え方について説明がありました。それに対して委員の皆様からご質問をというところですが、岩田委員から前回資料の問題点をいただいていますので、その説明をお願いします。</p>
岩田委員	<p>資料で同じような用語があります。例えば学童保育、学童クラブ、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等。前回、放課後児童クラブと放課後子ども教室は担当する部署が違うという話でした</p>

	<p>が、具体的に何をやっているのか説明がないのでわかりません。また、混同する用語で、預かり保育がありますが、保育園の一時預かり保育と幼稚園での預かり保育の違いをきちんと説明しないと片手落ちになるのではないのでしょうか。</p> <p>また、前回資料「アンケート調査報告書から読み取れること」の1ページ、時間外保育についてですが、保育園の時間外保育については触れていますが、幼稚園においても預かり保育は行われています。先程の一時預かり保育の用語の混同の問題と関係するのですが、幼稚園の預かり保育もきちんと位置付けていかないと片手落ちとなってしまいます。</p> <p>また、4ページの放課後児童クラブですが、現在の本庄市のクラブの内容と違っていますので、今日の会議の資料1の2ページにある文章に差し替えるべきではないのでしょうか。</p>
委員長	<p>まず、事務局から説明がありました資料1について、皆様から何かございますでしょうか。</p> <p>例えば、1ページの学童保育についての今までとの大きな違いは、高学年の利用についてです。今までは3年生までが一つの目安となっていたものが、6年生までということが明記されるという意味合いでよろしいですね。</p>
事務局 (卜部補佐)	はい。
委員長	学童保育の保育料について、他市の現状を調査するなどというのは具体的にはどういったことですか。
事務局 (卜部補佐)	市によっては、学童保育所は公立のみ、または私立のみといったところもありますが、本庄市のように公立・私立両方あるところもございますので、公立・私立学童保育の利用料金の格差等を調査してみたいと考えております。
委員長	事務局としては具体的にどこどこ市と比較していこうと考えはあるのですか。
事務局 (卜部補佐)	事業によって本庄市の利用傾向と似ている市、似ていない市というのがありますので、事業全体を通してとなると近隣の市町村や規模が同じような市町村との比較になると思いますが、事業ごとに考えると規模に限らずその事業の利用者が同じような傾向にあるところはピックアップして聞いてみたい。
委員長	ワイズマンコンサルティングでは人口の相対状況や住民の構成状況のモデルになる市はわかりますか。
ワイズマンコンサルティング 堀澤担当	少し自治体規模が違うものでよければ比較資料は出せます。

委員長	ある程度バイアスをかけることによって出せますか。
ワイズマンコンサルティング 堀澤担当	そうですね。
副委員長	<p>学童保育の高学年の利用について、子育て支援のアンケート調査というのは本庄市では初めて実施ですよ。高学年になっても利用させたい人が多い、これは本庄市として初めて実態が把握できたということですね。</p> <p>9月議会に提案準備していることが書かれていますが、議会へ提案し議会の了承を得て高学年まで利用できる体制を整えたいという要望が強いのでしょうか。埼玉県内ではどんな実態でしょうか。</p>
事務局 (中山課長)	<p>今までの学童保育は、国や県が出しているガイドラインに沿って運営をしていましたが基準は特にありませんでした。それを各自治体で運営基準を作ってやっていこうと、法律でそういうことを求められたものですから9月の議会で運営や設備の基準条例を提案させていただきます。</p> <p>その中で、今まで概ね3年生までとなっていた対象児童が6年生までとなります。そしてそれに合わせて学童保育の施設をどう整備していくかを今回の計画に載せます。また計画に基づいて整備していくという方向で予算化を進めていきたいと考えています。</p>
委員長	9月の議会に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案が出ます。それは、この会議から出てくる様々な提案なり数値を今後検証・実行できるような方向で出されます。それをもって次年度の予算確保に進んでいくということの第一歩であるということですね。そうしたときに先程意見が出ました用語に関しての状況は大丈夫ですか。
事務局 (中山課長)	用語に関しては、学童の表現が色々あるので混乱してしまうことがあります。正式に児童福祉法の中で使っているものは放課後児童健全育成事業という名称です。長い名称なので学童保育や学童クラブというように一般的に使われています。計画を策定するときには用語の定義のような形でわかり易い解説をつけようと思います。
副委員長	学童保育の後にカッコで学童クラブと書いてあったり、別のページでは学童クラブだけ書いてあったり、なかなか理解ができません。

事務局 (中山課長)	学童クラブ・学童保育・放課後児童健全育成事業は同じ意味合 いですが、放課後子ども教室は別のものです。その辺はきちんと 区分けしていかなければいけないと思っています。
委員長	表記の違いによって何か変化がありますか。
事務局 (中山課長)	<p>学童クラブについては、放課後児童健全育成事業という中で市 が本庄市内の学童クラブを整備してやっていきなさいと法律で決 められていることですので、現状プラス6年生までのニーズに対 応するものを加えた形で整備していきます。</p> <p>放課後子ども教室は、平成20年頃に学校の空き教室を使ってボ ランディアの方が子どもの放課後の面倒を見るという事業を進め てほしいという話がありまして、一度検討しましたが、本庄市で は今のところはやらないという方向になりました。今は、児童の 放課後については放課後児童健全育成事業で全部対応していきま すという考え方で進んでいます。</p>
岩田委員	私のところでは今、3年生までの学童保育をやっていますが、 「学童保育で宿題をやってからではないと家に帰ってきてはだめ だよ」などという親が増えてきています。子どもに対する責任の 様なものが転嫁されつつあります。6年生までが対象となるとど うなってしまうだろうという不安が出てきます。
委員長	実際に運営するとき3年生までだったものが6年生までとな り、実際の状況がどう展開されるか予測されないまま走り出し てしまうと歪みが生じてくるという危惧がありますね。
澁谷委員	学童保育をやっている立場として、公立は低学年までですが、 私立はほとんど6年生まで受け入れています。そういう実態が何 年も続いています。幼稚園で考える学童保育と学童保育だけでや ってきた現状は違っています。民間の学童保育も研修を求められ ていて、子どものかかわりについても学んでいます。保育園・ 幼稚園の研修と学童保育一本の研修は研修の体系が違うと思いま す。国も次年度からは学童をやるところは研修をしないと資格と して認められないとなっているので、高学年も預けられるよう整 備していただきたいです。
岩田委員	法に子どもに対する責任を第一次的に親は有するという言葉が 入っています。そういう部分がスポイルされたまま一人歩きして しまうとまた同じ状況になってしまうので配慮してほしいです。

事務局 (加藤補佐)	岩田委員がおっしゃっているのは6年生まで上がったことによって質が低下していくのではというご心配だと思いますが、質と量両輪で高め、基準を作っていくということが今回の条例になるかと思っています。
委員長	今までと変わってきます。3年生までだったものが6年生までとなります。その時に質的・量的なものが変わってくるので、それへの対応をどう展開していくかという新たな課題がありますので、そこを注視しながらいかなければなりません。 学童クラブ中心の話になっていますが、その他いかがでしょうか。他に質疑がなければ次の議題に移ります。 (2) 地域子ども・子育て支援事業に関する提供区域の設定及び量の見込みと確保方策(案)について説明をお願いします。
事務局 (卜部補佐)	(資料2 地域子ども・子育て支援事業に関する提供区域の設定及び量の見込みと確保方策(案)に基づき説明)
委員長	今までの説明でご意見・ご質問ありましたらお願いします。
田邊委員	病児保育と病後児保育は違うものです。病後児保育はやってくれるが病児保育は2施設中1つしか対応してないので一緒にするのはどうかと思います。また、病後児保育しかやっていないいずみ保育所は将来的には病児保育ができるように整備すると聞いているので早くしてほしいと思います。病後児保育だけあっても病児保育がないと働く母親は困ってしまいます。
内野委員	子どもは急に発熱したり、急に具合が悪くなります。仕事がどうしても休めない時、近くに親戚や預けられる人がいない時は利用できるかと助かりますが、そういう事業があることを知りませんでした。
上野委員	具合の悪い子を預けたことがないところに連れていくより、今までお世話になった保育園や幼稚園で受け入れをしてくれた方が安心です。
委員長	医療行為が関わってくる院内保育とは違いますよね。病児保育は医療行為が関わるのですか。
事務局 (卜部補佐)	1か所病児・病後児保育をしているところがありますが、そこは看護師が付く看護ケアをしています。
高橋委員	発熱時預けた場合、看護師さんが看護しながら見てくれますが、もし急変した場合の対応はどうするのですか。
委員長	看護師は医師の指導の下でないと医療行為はできないはずですが。

田邊委員	<p>病児保育は病院併設でやっていますが、いずみ保育所でやっているのは病後児保育だけで、病児にはまだ対応していません。市内に実家がある人などは、緊急の時には実家に預けられるけれど、引っ越してきたばかりで知り合いがいない人などは、病後児保育を頼みたくても事業を知らないと言われられないので、周知が足りない行政側の責任もあるかもしれませんが、各保育園が保護者に教えてあげるなどしていかないと働く母親が増えていきません。</p>
間庭委員	<p>大事なお子さんのことですので、病気の時くらい仕事を休んでもいいのではないのでしょうか。大事なお子さんが回復することをまずは第一優先に考えることではないかと思います。病児保育・病後児保育については、専門スタッフが必要なわけですが、現実いまいせんのでできません。</p> <p>行政の施策とあわせて、親の子どもへの個々の育児観というものも見直していかなければならないと思います。</p>
委員長	<p>ひょっとしたら忘れられそうになっている部分について語っていただきましたが、本来なら母親なり家族が付き添っているほうが子どもも安心した環境の中で療養できるといったことがあるかもしれません。</p>
田邊委員	<p>それは男性側の意見ですね。正論でしょうが、母親の立場で言わせていただくと、これからの労働力として女性の活用が言われていますが、今おっしゃっているのは女だから家事をして子どもを育てるのは当たり前で、好きな仕事を辞めて子育てをするのは当たり前と言っているように聞こえます。それは男女平等には程遠い状態に戻ってしまいます。こういった助けはあるよ、という選択肢を与えてほしいだけです。</p> <p>いずみ保育所で病児保育が無理なら、病院併設の施設で対応しますとか、いざというときの頼みの綱が用意されている。それだけで十分で、実際には預ける人はいなくても良いのです。</p>
中原委員	<p>事業をやっていることを知らなかったという意見がありましたが、いい事業をやっている母親はどこに相談したらいいかわかりません。子育てのアドバイスをしてくれる人がいて本庄市は安心して子育てができますよというふうにしなないと。全体的なことを網羅した母親の相談の持っていき場がひとつあると良いと思います。</p>
委員長	<p>例えば、民生・児童委員の地域での役割として、親御さんが抱えている問題に対応することもできるのでしょうか。</p>

田邊委員	<p>私は民生・児童委員であり主任児童委員も兼任させていただいています。主任児童委員は14名おりまして、その14名が本庄市全域の子どもたちを担当していますので何かあった時には主任児童委員に必ず連絡がきます。主に民生・児童委員は高齢者をメインに担当していて、子どものことはすべて主任児童委員に話をあげてもらおうようにしていますので、各学校と連携をとって問題があればすぐに対応できるようにしています。</p> <p>コンシェルジュの話を主任児童委員の間でしたところ、主任児童委員で何とかならないだろうかということになったときは、対応していきたいねと話しています。</p>
上野委員	<p>一度も行ったことがない場所に助けを求めて、ちゃんと受け入れてもらえるものなのですか。</p>
委員長	<p>病児の時は医療が展開され、プラス、デイトimeで子ども預かりということですよ。</p>
田邊委員	<p>現在はそこまでなっていないですよ。</p>
事務局 (加藤補佐)	<p>病気のお子様は預ける側も預かる側も不安なので事前登録が必要です。登録自体は事前に必要ですが、病児保育の依頼は当日でも大丈夫です。知らないところにお子さんを預けるのは心配な面もあるでしょうし、皆さんの話を聞いていて地域におけるネットワークが必要だと思いました。ですから、施設を増やすことには慎重になっていかなければなりませんし、ファミリーサポートや主任児童委員さんを含め、地域の方たちの助け合いの体制を考えていかなければならないと思います。</p>
田邊委員	<p>本当に病気の際は地域の方は怖くて預かれないので、病院で見てもらうのが本当はいいですよ。</p>
事務局 (加藤補佐)	<p>コンシェルジュの話が出ましたので、地域でどのような方がどのようなところで活躍されるのがよろしいと考えていますか。</p>
中原委員	<p>主任児童委員さんがいらっしゃるというのを知っているのは、ごくわずかのような気がします。どなたが主任児童委員さんかは、なおさら知らないと思います。誰に相談したら良いかわからないと思うので、子育て支援についての一括したコンシェルジュがあるとよいと思います。</p>
事務局 (福祉部長)	<p>高齢者に関しては、介護いきがい課に包括支援係があり、本庄地域と児玉地域に1つずつ包括支援センターがあります。相談等はそこでいただいて、民生委員さんをお願いしたり、介護施設をお願いしたりと、高齢者のコンシェルジュのような組織はできていますが、子育てに関しては確かにはないですね。これからの大きな課題です。</p>

委員長	もっと簡単にできるのではないですか。例えば、主任児童員 14 名にアドレスを持ってもらって「こういったことについて教えてください。」と発信したときに田邊さんや他の委員さんが「ここに行ってください。」「ここに相談してください。」といったネットレベルでの対応ができるのではないのでしょうか。
田邊委員	ネットや電話で対応するなら 14 名全員とはいかなくても何名か専門に対応する人を決めてやることはできなくはないと思いますが、行政の情報を全部知らないといい対応ができません。行政との連携の方が難しいと思います。
谷田委員	他市では市職員を退職した方がコンシェルジュを行っているところもあります。本庄市でも福祉関係をやってらっしゃって退職された方が何人もいるでしょうから、その方に臨時職員になっていただくなどのやり方もあると思います。また、今はネットを使うのが当たり前ですから、本庄市内の子育てに関するホームページをうまくリンクさせていけば、できないことはないと思います。
委員長	困った時にアクセスしやすい状況を作るべきですね。時間も押しているので、次の議題へ移ります。
事務局 (加藤補佐・ 菊地主事)	(資料 3 利用調整 (選考) のイメージに基づき説明)
委員長	今まで非公開だった選考基準を公開しながら展開するということですね。
事務局 (加藤補佐)	はい。
田邊委員	4 ページの管外受託というのは何ですか。
事務局 (菊地主事)	市外に住んでいらっしゃる方で本庄市内の保育園を申し込むことです。
事務局 (加藤補佐)	十分精査したつもりですが、何かありましたらお話をいただければまた精査いたします。
委員長	それでは、次の議題へ移ります。説明をお願いします。
事務局 (加藤補佐)	(資料 4 保育の必要性の基準についてに基づき説明)
委員長	資料 4 の案 1 と案 2 の、現行との相違についてはどうですか。

事務局 (加藤補佐)	現行は本人の申し立てにより、いつという定めがないので3年間の認定期間とすることも可能ですが、現実には3年間とる方はいらっしゃいません。今どちらを運用してもおそらく1年半くらいが長期と思われま
中原委員	3年間となったようですが、結果的には取らないかもしれませんが制度上そうならないと女性の働くための制度が支援されない状況も考えられます。というのは、再度その幼稚園に入園できる保証はないですよね。後になると入れない場合転園しなければなりません。制度上そこまで可能としておかないといけない気がしますので、案1にしておいてよいのではないのでしょうか。
事務局 (加藤補佐)	途中入所という話が出ましたが、途中入所というのは難しいので案2では1歳の誕生日を迎えた日の年度いっぱいまでとしています。
田邊委員	これは、上の子が入っている場合で次の子を出産した時の育児休業中の話ですよ
事務局 (加藤補佐)	はい。他市の状況を見たところ、新制度については考えてないところが多かったです。現行では1年くらいでしょうか。
事務局 (菊地主事)	周辺の市町村ではあまり期限を定めていませんが、待機児童が多いところは最長1年までで、その後は園をやめていただくということになっています。本庄市はそこまで待機児童がいるわけではないので3年でも許される部分がありました。例として、3歳で入って3年とれば年長まで通園することができました。子どもの環境を変えないということで3年を許すのか1年にするか悩むところなので意見をいただきましたかったところです。
田邊委員	一番希望したいのは、全て認定こども園になれば、保育園でもその期間幼稚園教育が受けられるので、その子は同じ保育園で制服やカバンも替えず幼稚園教育の時間だけは普通に行ってもいいわけですよ
中原委員	新聞報道などによると、不利益が出てくる規模の保育園もようです。認定こども園というのも子どもたちを預かっていただけという視点で考えると、保育園にとってもきちんと保障されていないと大変だろうし、新制度によって認定こども園にした時に不利益が出る場所もありますよ
田邊委員	保育園や幼稚園の施設側はそうだと思いますが、母親からするとどの子も3歳以上だったら同じような幼児教育を受けられて同じような条件で通え

岩田委員	高崎市では3年間育児休業があるようなことを聞きましたが、幼稚園に通わせている親からいいわねという声があった。これが子育てをサポートするという意味とすれば、3年間休業できるようなことを市が先導して作っていける雰囲気の本庄市にはありますか。
事務局 (中山課長)	公務員は3年間とれるようになっています。民間の場合は3年間とれますがその間の給与の保障がありません。各企業ではどのくらいとれるのか、またとりづらい等の問題があるので、実際には3年間とる人はいらっしゃらないような状況です。
事務局 (加藤補佐)	高崎市の話は公務員の方ですか。
岩田委員	高崎市と聞いただけなので。
事務局 (中山課長)	地域性の話ではないと思います。
田邊委員	よく聞くのは、本庄市内では育児休業は1年半が多いです。3年間とることは少ないです。3年間とっていいのは大企業だと思います。でも、3年間とってしまうと復帰できないからほとんどとれない状況です。私のまわりでもとっているのは学校の先生で、市役所の方もとっていないです。ほとんどの方が1歳以内か1歳代で復帰しています。理由を聞くと、経済的に保障があるのが1歳代までで、それ以降は無給になるので、そこで復帰するということです。
委員長	戻れるといった担保はあるけれども、実際には戻れないということですね。
田邊委員	実際に育児休業をとった後に戻ったら部署替えされていたり、辞める方向にもっていかれたという話はたくさんあります。
山川委員	虐待への対応はありますか。
事務局 (中山課長)	この計画の中には入れることになっていますが、今回の議題にはないです。
山川委員	児童相談所へ相談しても、なんでもかんでも報告があるので対応しきれていないのが現状です。緊急対応できる仕組み作りをしていただけるとありがたいです。

委員長	<p>現状を踏まえて本庄市としてどう対応するかというのを短い文章になるかもしれませんが、どこかに入れ込むということは進めていきたいと思います。</p> <p>それでは、(5) その他に入ります前に確認ですが、第1章と第2章の資料が配られています。これは基本的な考え方でまだ完成文ではないという認識でよろしいですね。</p>
事務局 (ト部補佐)	はい。
委員長	<p>このようなイメージで、ということでお配りしましたので、皆さんには修正するところ等を出していただくという作業をお願いします。</p> <p>それでは、(5) その他について事務局をお願いします。</p>
事務局 (ト部補佐)	<p>ただいま委員長が言われましたように、第1章、第2章はこのようなイメージになりますということで資料をご用意させていただきました。第2章に関しては、まだ記載されていない項目もあります。これをお持ち帰りいただいて、読んでいただいて、お気づきの点がありましたら次回の会議までにご意見をいただきたいと思いますが、メインとなるのは第1章の5ページにあります基本理念です。この資料に記載されているのは、現在の計画であります次世代育成支援行動計画の基本理念と同じものです。新しい計画は現行のものを受け継ぐわけですから、基本的な考え方は同じなのかもしれませんが、新しい計画を作ろうとしているわけですから、新しい言葉で考えていくのがよろしいかと思しますので、皆様のご意見ををお願いします。</p> <p>次に会議日程についてご連絡いたします。今後の日程については、委員の皆様にお知らせしてありますが、会議日程が変更となりました。ご迷惑をおかけしますが、今後の会議日程について申し上げますので、よろしくをお願いします。</p> <p>次回の第8回会議は、8月29日(金)午後1時から、第9回会議は、9月26日(金)午後1時からそれぞれ開催いたします。会場はいずれも2階の職員厚生室です。</p>
委員長	事務連絡について、事務局から何かありますか。
事務局 (ト部補佐)	特にありません。
副委員長	(閉会あいさつ)